

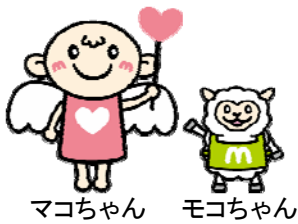
平成29年度

社会福祉法人幕別町社会福祉協議会「事業計画」

—— 第3・4期「地域福祉実践計画」(平成24年度～平成31年度) ——

【基本目標】 “ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり”

【スローガン】 ～地域に理解される社協づくりを目指して～



【幕別社協のキャラクター物語り】

- 天使のマコちゃんとひつじのモコちゃんは大の仲良し。
- マコちゃんはいつも空から幕別町を見守っています。
- 地域の皆さんに何か困ったことがあればすぐに駆けつけて、マコちゃんとモコちゃんが力を合わせ地域の困りごとを解決します！

I 基本方針

2000年4月に介護保険サービスが開始され、2か月後に施行された社会福祉法の中で、地域福祉の推進主体として位置づけられた社会福祉協議会は、これまで地域福祉活動への住民の参加を支援することでその役割を果たしてきました。

国においては、1億総活躍プランで示された「地域共生社会の実現」を図るべく、包括的な相談支援体制の構築や、住民相互で支え合う地域づくりに向けた検討がすすめられ、地域福祉施策はめまぐるしく変化し続けています。

昨年3月には改正社会福祉法が成立し、すべての社会福祉法人に対して、経営組織体制のガバナンス（管理・監督機能）強化と財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等が義務付けられるなど、新しい社会変動の中で、これからの社協活動のあり方が問われています。

こうした中、公益事業の一環として、改築後の札内福祉センター（札内コミュニティプラザ）において、心身に障がいのある方とボランティアによるカフェの運営に着手し、障がい者の一般雇用に向けた就労体験（チャレンジ雇用）の場として活用を図るとともに、家に閉じこもりがちな高齢者や子育て中の母親と子供たちなどの幅広い世代が気軽に集える交流の場として、地域コミュニティ活動の拠点づくりに努めます。

また、平成29年度から新しい総合事業に移行される生活支援・介護予防サービスにおいては、幕別町からの委託を受けて生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、社協が使命として取り組んできた地域福祉活動の実践とネットワークを活かしながら、身近な見守りやゴミ出し、雪かき、買い物支援などのニーズに対して、住民ボランティア、NPO、民間事業者等による地域での支え合い体制の構築を目指し、誰もが住みやすい地域づくりを推進します。

II 地域福祉実践計画の重点推進項目

1 多様な方法による安定・継続した住民ニーズの把握

◇福祉関係団体との連携による課題とニーズの把握(基本計画1-1-③)

- ・地域資源及び地域ニーズの現状把握と課題の分析
- ・福祉関係団体（協議体）によるネットワークの構築と情報の共有化

2 高齢者が気軽に集うことができる地域サロン等（カフェ）の整備

◇小地域福祉活動の仕組みづくりの検討(基本計画1-3-②)

- ・日常生活圏域の小地域における住民同士の交流と助け合いによるコミュニティ活動の活性化

3 要援護者やその家族への日常生活支援体制の整備

◇住民参加型在宅福祉サービスの仕組みづくりの検討(基本計画2-1-⑦)

- ・高齢者等の社会参加による地域の支え合い体制づくりの検討

4 ボランティアセンター機能の充実強化

◇災害時ボランティア活動体制の仕組みづくりの推進(基本計画3-1-⑧)

- ・町防災環境課と連携した災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成

III 平成29年度事業計画

【1】法人運営事業 【33,517千円】

1 会務の運営

会務の適正な運営と組織基盤の充実・強化を図ります。

- (1) 理事会（年4回～6回）
- (2) 評議員会（年2回）
- (3) 会長・副会長会議（年4回～6回）
- (4) 理事による法人運営委員会（随時）
- (5) 生活福祉資金等貸付調査委員会（随時）
- (6) 職員定例会議（年3回～4回）

2 定期監査の実施と財務諸表等の公表

事業運営の透明性を確保するため、適正かつ公正な支出管理に努めるとともに財務諸表等を公表し、一般の閲覧に供します。

- (1) 監事による定期監査（四半期ごとに年4回）
- (2) 会計専門家による財務外部監査（年3回）
- (3) 社協だより、ホームページによる財務諸表等の公表と事務所での閲覧（随時）

3 役員・職員研修の推進

社協役員を対象とした研修会及び視察研修の実施、外部講師による職員研修会の開催、北海道社会福祉協議会等が主催する各種研修会への積極的な参加により、役員及び職員の資質の向上に努めます。

- (1) 役員研修の実施（年3回）
- (2) 職員研修の実施（随時）

4 事業財源の確保と財政基盤の強化

社協の財源は、町からの人件費補助及び事業受託金のほか、社協会費、寄附金、共同募金助成金等によって支えられており、地域に密着した事業活動を展開することによって、安定した事業財源の確保を図ります。

- (1) 社協会費を活用した身近なサービス提供と社協会員の加入促進（随時）
- (2) 住民が納得できる事業展開による公的財源の安定的確保（随時）
- (3) 介護保険事業の収益向上による地域福祉事業への財源の活用（随時）

5 広報・啓発活動の推進

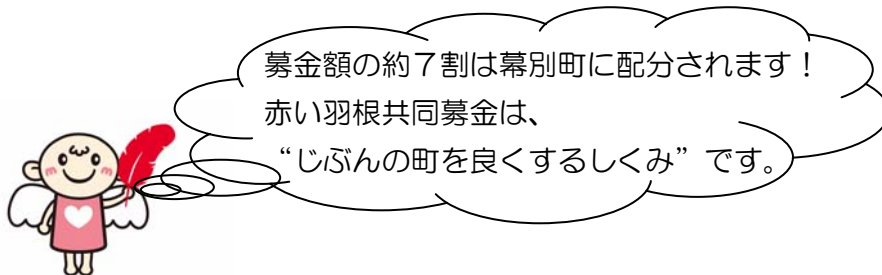
広報・啓発活動の充実強化に努め、地域に理解される社協づくりを推進します。

- (1) 社協だより・ボランティアだよりの内容充実（年4回～5回発行）
- (2) ホームページ（新着情報、フェイスブック）によるリアルタイム情報の配信（随時）
- (3) 広報委員会（外部委員含む）による法人広報機能の充実強化（年4回～5回）
- (4) イメージキャラクターの活用による親しみやすさと社協認知度の向上（随時）

6 共同募金運動（幕別町共同募金委員会）の活性化

共同募金助成金は、地域福祉事業の有効な財源となっており、『地域で集めた募金が地域のために使われる仕組み』をPRし、募金運動の活性化に努めます。

- (1) 共同募金・歳末助け合い募金の使われ方を重視したPR活動（10～12月）
- (2) 共同募金寄付金付きピンバッジの販売（年間）
- (3) 市町村地域助成金の配分（5月）
- (4) 歳末見舞金の配分（12月）



マコちゃん

【2】地域福祉事業 【13,744千円】

地域に住む誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、社協会費、寄附金、共同募金助成金等を財源として地域福祉事業を実施します。

1. 地域福祉活動支援事業

福祉関係団体の活動を支援するため、福祉団体に活動助成金を交付します。

2. 介護用品等給付事業（町受託事業と共同）

町の事業と共同して、重度の要介護者が在宅する家庭に対し、介護用品（紙おむつ等）購入費用を助成します。

3. 在宅介護者の集い事業（町受託事業と共同）

町の事業と共同して、自宅で家族を介護している方を対象に、日帰りバス旅行による悩み事相談、情報交換、親睦交流等の支援を行います。（年2回）

4. こども夏まつり支援事業

忠類保育所で開催される夏まつり花火大会や盆踊り、模擬店等の地域交流事業への助成を行います。

5. 赤い羽根チャリティー忠類ふれあいもちつき大会

共同募金運動の一環として、ふれあいセンター福寿において、餅つき体験、不用品オークション、ボランティアによる芸能発表等の地域交流事業を行います。

6. 福祉教育育成事業

町内の小学校、中学校、高校で行われる福祉教育及びボランティア活動に対し、助成金を交付します。

7. 老人クラブ新年会お祝い

単位クラブで開催される新年会に、会長、副会長が出席しお祝いを贈ります。

8. 社協だより・ボランティアだよりの発行

社協の活動内容及び福祉情報を各世帯に提供し、地域福祉活動を啓発するため、社協だより・ボランティアだよりを発行します。（年4回以上）

9. 福祉金庫貸付事業

低所得世帯に対して応急的な資金の貸付を行います。

10. ふれあい広場の開催

ふれあい広場実行委員会との共催により、こどもからお年寄りまで住民同士のネットワークづくりの場として、ふれあい広場を開催し、社会福祉活動の功労者に表彰状及び感謝状を贈呈します。（9月3日予定）

11. 福祉団体等が実施する事業への協力

幕別町遺族会の事務局運営を支援するとともに、町が実施する「戦没者追悼式」、障害者団体連絡協議会が実施する「スポーツ・レクリエーション」、老人クラブ連合会が開催する「シルバーふれ愛まつり」等の福祉事業に協力します。

12. ふれあい出前講座の実施

各種団体等の要望に応じて本会職員が地域に出向き、ボランティア活動の紹介、介護保険サービスの利用方法、権利擁護事業の仕組み等について説明します。

13. ボランティアセンター活動推進事業

ボランティアコーディネーターによるボランティア派遣要望の受付・調整、ボランティア交流研修会の開催などを行い、ボランティアに関心のある方の情報交換や住民交流の場として、保健福祉センター内に「町民カフェ」を開設します。

14. 地域ふれあいサロン支援事業

地域サロンを運営する住民活動を支援するため、サロン保険料の負担、利用人数に応じた活動助成金の交付、ふまねっとサポーターの派遣などを行い、各地域でふれあいサロンを運営するボランティアの交流研修会を開催します。

15. 地域ふれあい用具等貸出事業

公区や福祉団体が行う行事や交流活動を支援するため、レクリエーション用具、テント、車いす等を無料で貸出しするほか、イベント用品（1回1,000円）として、餅つきセット、綿菓子機、かき氷機、ポップコーン機の貸出しを行います。

16. 幕別町成年後見サポートセンター「まくさぽ」の運営

社協事務所内に設置している「まくさぽ」において、次の事業を行います。

（1）総合相談事業（社協事業）

福祉制度・福祉サービスの情報提供、日常生活上の各種相談対応、生活困窮者への応急資金（福祉金庫）の貸付、生活福祉資金貸付事業（道社協事業）の貸付相談、必要な関係機関へのつなぎ等

（2）後見実施機関業務（町委託事業）

成年後見制度の普及・啓発と相談対応、家庭裁判所への申立手続の支援、市民後見人フォローアップ研修と市民後見人養成研修（3町共同）の開催

（3）日常生活自立支援事業（道社協委託事業）

判断能力に不安のある方の福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等の援助

（4）法人後見事業（社協事業）

法定後見（補助・保佐・後見）の受任による本人の身上監護（生活、療養看護に関する事務）及び財産管理（預貯金の管理・払い戻し、年金等の受領）

17. **新規** 札内コミュニティプラザの「カフェ」運営

改築後の札内福祉センター（札内コミュニティプラザ）において、障がい者とボランティアによるカフェを運営し、障がい者の一般雇用に向けた活動を支援するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者や子育て中の母親と子供たちなどが、気軽に交流できる居場所をつくります。



モコちゃん

【3】法人直営事業 【118,885千円】

1. 介護保険事業

(1) ケアプランセンター事業

介護支援専門員（ケアマネージャー）が、介護保険認定者の意向に基づく介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者が生活環境に応じて必要なサービスを受けられるようサービス提供事業所との連絡調整などを行います。

(2) デイサービスセンター事業

利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、食事や入浴、機能訓練等の通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供します。

2. 高齢者就労センター事業

高齢者就労センターに登録する会員が自らの経験と能力を活かし、働くことの中から生きがいを求めることができるよう、街路樹の剪定や草取り、公園の清掃、歩道等の除雪、一般家庭の庭木剪定、農作業や草刈等の就労の場を提供します。

【4】町からの受託事業 【26,340千円】

町からの受託事業として、介護保険制度を補完するサービスを中心に、各種在宅福祉サービス事業等を実施します。

1. 外出支援（移送）サービス事業（無料）

外出が困難な高齢者等の方に、自宅から医療機関や買い物等の目的地まで、リフト付きワゴン車等による移送サービスを行います。（2か月に5回まで）

2. 布団洗濯乾燥サービス事業（無料）

身体的、環境的に布団洗濯乾燥が困難な方に、布団や毛布等の洗濯・乾燥サービスを行います。（洗濯は年4枚、乾燥は年16枚まで）

3. 軽度生活援助事業（1時間75円）

軽易な日常生活の支援を必要とする方に、掃除、洗濯、買い物、調理等の家事援助サービスを行います。（週1回、2時間以内）

4. 生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな方を対象に、近隣の公共施設において健康体操や趣味活動等を行う場を提供し、地域との連携によって高齢者の社会参加を促進します。

(1) いきいきエンジョイ教室（無料：近隣センター等9箇所）

健康体操、日常動作訓練、工芸等の趣味活動（定員20人、2週間に1回）

(2) 陶芸教室（月1,000円：幕別町保健福祉センター）

初心者等を対象とした陶芸教室（定員12人、隔週で週2回）

(3) 昼食交流会（1食400円：忠類ふれあいセンター福寿）

ボランティアの調理による昼食会とゲーム等による参加者の交流会（定員40人、4月～12月まで月1回）

(4) バス遠足 (1回1,000円程度: 忠類地区)

日帰りのバス旅行による地域の子どもたちとの交流 (定員40人、年2回)

5. 高齢者在宅介護支援等事業

(1) 介護用品等給付事業 (毎月5,000円を限度) ※事業費の半額を社協が負担

重度の要介護者が在宅する家庭に対し、介護用品 (紙おむつ、尿取りパット等) 購入費の一部助成を行います。

(2) 在宅介護者の集い事業 (無料) ※事業費の半額を社協が負担

自宅で家族を介護している方を対象に、日帰りバス旅行による悩み事相談や情報交換等の親睦交流事業を行います。(年2回)

(3) 高齢者在宅訪問サービス事業 (お元気ですか訪問) (無料)

一人暮らしの高齢者宅を訪問し、安否確認を行うとともに日常会話を交わし、孤独感の解消を図ります。(2週間に1回)

(4) 老人福祉センター送迎バスの添乗

老人福祉センターの送迎用バスに添乗し、利用者の乗降等の確認をします。
(4路線・月2回)

6. 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

「道営とかち野団地高齢者世話付住宅」(シルバーハウジング) に生活援助員を配置して、入居者の生活指導や相談業務等を行います。(対象15世帯)

7. 介護予防支援業務 (ケアプランセンター)

幕別町の委託を受け、要支援1・2の方の介護予防ケアプランを作成します。

8. 後見実施機関業務

成年後見制度の普及・啓発と本人や関係者の相談対応、家庭裁判所への申立手続の支援、市民後見人フォローアップ研修、後見実施機関運営協議会の運営等を行います。

9. **新規**生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員) 配置事業

高齢者の社会参加と住民主体による介護予防サービス提供の仕組みを構築するため、生活支援コーディネーターを配置して、地域に不足するサービスと支援ニーズの把握、関係者間のネットワークの構築、生活支援の担い手となるボランティアの養成などに取組みます。



マコちゃん